農薬の適正使用についてのお願い

周囲の方への情報共有を!

○農薬は適正に使用されない場合、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。特に、 住宅地周辺の農地や学校、公園等の公共施設においては、住民や子供への健康被害が生じない よう、農薬使用の回数及び量を削減する植栽等の管理を心がけましょう。

〇農薬を散布せざるを得ない場合は、**飛散防止対策に努める、事前に散布する目的、**

農薬の種類、日時等を周知するなど、周囲の方に十分配慮しましょう。

参考:住宅地等における農薬使用について



蜜蜂への被害の軽減を

毎年、農薬の関与が疑われる蜜蜂の被害事例が発生しています。 農薬の散布に際して、養蜂家との情報共有、使用剤の形状、散布する 時間帯等の工夫にご協力ください。



正しい防護装備の着用を!

○防護装備の着用が不十分なために農薬中毒が 起こってしまうことがあります。 農薬中毒を起こさないために、

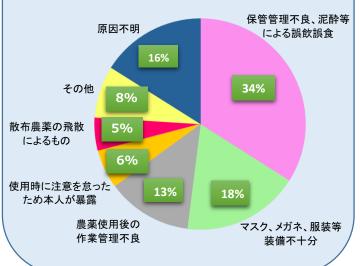
- ・マスク
- ・防除衣
- ・保護メガネ
- ・手袋

等を適切に使用しましょう。

〇農薬散布用マスクは国家検定(厚生労働省)に 合格したもの等があります。

ご自身がご使用になる農薬に合わせて選択しましょう。

図: 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (平成26~30年度)



農薬ラベルの確認を!

養蜂家との情報

○使い慣れている農薬でも、使用する際には その都度必ずラベルを確認し、希釈倍数等の 使用基準や使用上の注意事項を遵守しましょう。

○名前が似ている農作物でも、大きさや形が 違うと残留傾向も異なります。**適用のない作物** に誤って農薬を使用しないようにしましょう。

○ラベルには自身の身の安全のための農薬の 使い方も記載されています。 (裏面の例をご参照下さい)

参考:農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省合















- ✓ 農林水産省では、農薬を取り扱う上での注意すべき 事項についてホームページトで公表しています。
- ✓ 農薬危害防止運動の実施要綱 をはじめ、適正使用に関する 通知文書など、より詳しい情 報を入手することができます。



農薬の適正使用

検索 💺

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/



(問い合わせ先) 農林水産省近畿農政局農産安全管理課 電話番号: 075-451-9161 (内線2284、2292)

マークの種類	絵表示マークと注意事項【例】
マスク着用	散布時は、農薬用マスク(防護マスク)を着用する。
吸収缶(活性炭入り)付き 防護マスク着用	投薬作業の際は、吸収缶(活性炭入り)付き防護マスクを着用する。
保護メガネ着用	散布液調製時は、保護メガネを着用し、薬液が眼に入らないように注意。
不浸透性 手袋着用	散布時は、不浸透性手袋を着用する。
不浸透性 防除衣着用	散布時は、不浸透性防除衣を着用する。
厳重保管	必ず農薬保管庫(箱)に入れ、カギをかけて保管する。 * 本マークは、特に厳重な保管を必要とするものにのみ記載する。
その他	その他、行為の強制を喚起する事項の場合 *その際は、記号の下または近くに意味する文字を入れる。

マークの種類	絵表示マークと注意事項【例】
河川流出禁止 (魚介類注意)	魚毒性等・・・・・水産動植物(魚類)に強い影響あり。 河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意。養殖池周辺での使用はさける。
桑園付近使用禁止 (カイコ注意)	蚕に長期間毒性があるので、付近に桑園がある所では使用しない。
かぶれる人使用禁止 (カブレ注意)	かぶれやすい人は作業しない。施用した作物などに触れない。
ハチ巣箱への散布禁止 (ミツバチ注意)	ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しない。
自動車等の塗装面への 散布禁止 (塗装汚染注意)	自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石にかからないようにする(塗装汚染・変色) *本マークは、特に注意喚起を要する薬剤について記載する。
施設内使用禁止	ハウス内や噴霧のこもりやすい場所では使わない。
飲用禁止	飲めませんまたは 飲用禁止 *本マークは、紙バック(液剤用)、ペットボトル、ガラス瓶(100ml以下)等の飲料用包 装と酷似しているものにのみ記載する。
その他	その他使用禁止の場合 育苗箱に 使用禁止 *この例のように記号の付近に、使用禁止の文字と意味する文章を記載する。